

中央公民館の教室・サークル紹介

54年度の中央公民館事業(教室、サークル)です。あなたも参加してみませんか。

申込みや内容についてのくわしいことは、中央公民館や各教室の講師や代表者におたずねください。

なお、各教室とも定員は30～50人程度です。

書道 ▶毎週月曜日18:30～21:00
▶講師・坂本正
☎③2111、内線433

民謡 ▶毎週水曜日19:00～21:00
▶講師・山崎千賀子
☎0888③6454

盆栽 ▶月2回日曜日10:00～12:00
▶講師・山本好和
☎③3452

焼物 ▶54年度の教室生募集は締切。
▶開講が遅れていますが、鑑ができ次第ははじめます。

着物着付 ▶9～11月までの3ヵ月間。
▶内容・3ヵ月間でゆかたから振子まで一人で着られます。
▶(講師、時間などは未定)

袋物 ▶毎週火曜日19:00～21:00
▶講師・森田つや子
☎0888③2094
▶費用・材料費は個人負担

詩舞・詩舞 ▶毎週土曜日
19:00～21:00
▶代表者・島村辰彦
☎④2094

コース ▶毎週火曜日19:30～21:00
▶代表者・川添隆也
☎③3245

写真 ▶内容・写真の基礎から撮影会まで。(日時は未定)
▶代表者・水田貴士
☎③4330
▶費用・材料費は個人負担

8ミリ ▶内容・撮影会や試写会など(日時は未定)
▶代表者・島村辰彦
☎④2094

フォーク ▶毎週木曜日
18:30～20:30
▶代表者・武市敏嗣
☎③3511

茶道 ▶月2回水曜日19:00～21:00
▶講師・松本末亀
☎④3030
(後免町公民館で行う予定)

★また、中央公民館では簡素化をねらいとした『公民館結婚式』の受付を行っています。いつでもご利用ください。

中央公民館……☎④3498

保母試験

申請書受付は

6月21日～6月30日

『54年度第1回保母試験』が次のように実施されます。

■試験の日時と場所

▶とき・8月7日(火)～10日(金)

▶ところ・県民体育館(高知市)

■試験科目

保育実習(筆記)や作文、絵画製作、音楽、言語技術など。

■受験資格

高校を卒業した人やその他一定の基準をみたす人。

■受験手続き

▶試験申請書の受付は6月21日(木)から6月30日(土)まで。(郵送も可)

▶申請書の交付、提出先は県福祉生活部児童家庭課。

■試験についてのおたずねは――

県福祉生活部児童家庭課☎0888③1111(内線432)

または市役所福祉事務所保育管理係(内線163)へ。

今月の納税

6月は県・市民税1期分の納付月です。納期限は6月30日(土)です。

災害を受けたら

税の減免手続きを

梅雨期は、集中豪雨などによる大雨被害の発生しやすいシーズンです。納税者が、風水害や火災、地震などによって大きな被害を受けたときは、所得税が軽減されたり免除されるなどの救済措置が設けられています。

《雑損控除による方法》

災害によって住宅や家財などに損害を受け、その損害額が年間所得の一〇％を超えるときは、その超える金額が所得税から控除されます。

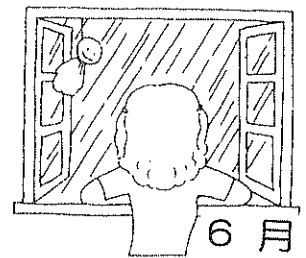
《災害減免法による方法》

災害によって住宅や家財などに損害を受け、その損害額が住宅や家財の価額の1/2以上で、しかもその年の所得金額が四百万円以下のときは――

①年間所得が二百万円以下のときは、所得税の全額が免除されます。
②年間所得が二百万円を超え三百万円以下のときは、所得税の1/2が軽減されます。
③年間所得が三百万円を超え四百万円以下のときは、所得税の1/3が軽減されます。

おたずねは税務署まで。

〔南国税務署〕



国民年金

保険料を納められない人は免除の手続きを

国民年金保険料の「免除制度」をご存じですか。

国民年金は、農業や商業などをしている他の年金制度に加入していない人が加入する制度で、加入期間は二十歳から五十九歳までの四十年間となっています。

このような長い加入期間中には、あるときには収入が少ないことなどで保険料を納めたくても納められないという時期もあるかと思えます。こんな時、保険料が納められないからといって滞納すると、年金をもらうために必要な期間が足りなくなつて、将来老齢年金がもらえなくなつてしまつたりすることがあります。

このように長い加入期間中には、あるときには収入が少ないことなどで保険料を納めたくても納められないという時期もあるかと思えます。こんな時、保険料が納められないからといって滞納すると、年金をもらうために必要な期間が足りなくなつて、将来老齢年金がもらえなくなつてしまつたりすることがあります。

(1)法定免除に該当する人

国民年金の障害年金(障害福祉年金を含む)や母子、準母子福祉年金をもらっている人、生活保護法による生活扶助を受けている人などです。

(2)申請免除に該当する人

所得が著しく少ない人や、生活保護法による医療扶助を受けているため、保険料を納めることが困難な人などです。

難な人などです。

該当する人は、保険料を滞納のままにしておかず、市民課年金係へ申出て免除の手続きをしましょう。

なお、免除をうけた期間の年金額は、保険料を納めた人の三分の一と少なくなります。この期間の保険料は十年前の分までなら後

3人目の子どもから児童手当

現況届を6月20日までに

家庭生活の安定と次代を担う子どもたちの幸せのために、『児童手当制度』が設けられています。

《支給資格》

①十八歳未満の児童を三人以上養育している人で、そのうち一人以上が、義務教育終了前の児童中学校を卒業するまでの児童)であること。

②その人の前年の収入が、一定の額に満たないこと。

《支給額》

三人以上の児童のうち、出生順に数えて三人目以降である義務教育終了前の児童一人について――
▽市民税にかかる所得割額の1/2
▽所得割額課税の受給者

……月額五千元

《手当の支払い》

児童手当は、毎年度二月・六月・十月の三回に分けて、それぞれの月の前月までの四ヵ月分をまとめて支払います。

★児童手当をもらっている人は、毎年六月一日から六月二十日まで、児童手当現況届を市民課給付係まで提出してください。(その年の六月以降は受給資格がなくなると思われる場合であっても同じように提出してください)

この現況届は、受給者の前年の所得の状況と六月一日現在の養育の状況などを毎年確認するための届です。もし、この届を出さないと、引き続いて受給資格があつても六月分以後の児童手当の支払いを受けることができなくなつてから、必ず提出してください。

〔市民課給付係〕

暦のうえでは夏になりました。夏とは一応6、7、8月のことをいいますが、その前半にいやな“梅雨”。か11日ごろから約20日続きます。あじさいをみたり、てるてる坊主に晴れ間を頼ったりして、なんとかのりきりしましょう。

食中毒の多い季節です。特に注意してください。

1日からは水道週間。水はもう“湯水”のように使えない状態になっています。水の大切さは、台所をあずかる主婦のみならず、みなさんにはよくわかりだと思えます。

私たちが健康なときに健康のありがたさを忘れていないように、水のありがたさを忘れていないようです。水は、今や限りある資源、常に節水を心がけましょう。

2日は、後川(前浜)のえんこうまつり。地味で地味に密着したまつりを大切に、そっと見守りたいものです。

4日からは菌の衛生週間。菌は健康のバロメーターです。子どものときからむし菌にかからないよう、とくに気をつけてあげてください。

じょうぶな菌は、じょうぶな体に直結します。万一むし菌になったら、すぐ治療しましょう。

5日からは環境週間。気持ちよく生活するためには一人ひとりが“きれいにしよう。”という心構えで、きめたことを守る以外にはないでしょう。

また、10日の日曜日は『一斉清掃の日』です。この機会にきれいな街づくりをしましょう。